

日田市規則第59号

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月1日

日田市長 原 田 啓 介

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和50年規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（受給者証の更新）</p> <p>第5条 条例第7条に規定する受給者証の有効期限は、発行した日から初めて到来する<u>7月31日までとし、毎年8月1日に更新するものとする。</u></p> <p>2 受給者証の更新を申請するときの手続については、第2条から前条までの規定を準用する。<u>ただし、受給資格等に異動のない者については、これを省略することができる。</u></p>	<p>（受給者証の更新）</p> <p>第5条 条例第7条に規定する受給者証の有効期限は、発行した日から初めて到来する<u>6月30日までとし、毎年7月1日に更新するものとする。</u></p> <p>2 受給者証の更新を申請するときの手続については、第2条から前条までの規定を準用する。</p>

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第5条の規定により交付された受給者証に係る更新の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成28年7月31日までの間に交付される受給者証の有効期限は、改正後の日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、当該受給者証の交付を受けた日から平成29年7月31日までとする。